

平成 2 2 年 第 6 回

芦北町議会臨時会会議録

開会 平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日

閉会 平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日



うたせ船

熊本県芦北町議会

平成 2 2 年第 6 回芦北町議会臨時会会期日程

月 日	曜日	日 程
1 1 ・ 2 6	金	本会議（開 会） 議案審議 （閉 会）

目次

第1号（11月26日）		頁
1	議事日程	3
2	出席議員氏名	3
3	欠席議員氏名	4
4	説明のため出席した者の職氏名	4
5	事務局職員出席者	4
6	開会 開議	5
日程第1	会議録署名議員の指名	5
日程第2	会期の決定について	5
日程第3	町長の提案理由説明	5
日程第4	承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて 平成22年度芦北町一般会計補正予算（第6号）	5
日程第5	議案第44号 芦北町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を 改正する条例の制定について	8
日程第6	議案第45号 芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改 正する条例の制定について	10
日程第7	議案第46号 芦北町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に 関する条例の一部を改正する条例の制定について	11
日程第8	議案第47号 芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	12
日程第9	議案第48号 芦北町立清掃センター条例の一部を改正する条例の 制定について	13
7	閉 会	14

平成22年第6回芦北町議会臨時会議事日程（第1号）

平成22年11月26日

午前10時 開 会

於 議 場

1 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 町長の提案理由説明

日程第4 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて

平成22年度芦北町一般会計補正予算（第6号）

日程第5 議案第44号 芦北町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第45号 芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第46号 芦北町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第47号 芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第48号 芦北町立清掃センター条例の一部を改正する条例の制定について

（閉 会）

2 出席議員（15人）

1番 坂 本 登 君

4番 寺 本 順 一 君

6番 白 坂 康 浩 君

8番 前 田 徹 一 君

10番 宮 尾 秀 行 君

12番 川 尻 成 美 君

14番 岡 部 恵美子 君

16番 藤 井 公 明 君

3番 宮 内 道 則 君

5番 古 村 逸 男 君

7番 草 野 安 道 君

9番 元 山 秀 志 君

11番 平 松 洋 一 君

13番 水 口 宣 之 君

15番 寺 本 修 一 君

3 欠席議員（1名）

2番 林 田 耀 宏 君

4 説明のため出席した者の職氏名（17人）

町 長	竹 崎 一 成 君	副 町 長	藤 崎 正 司 君
教 育 委 員 長	本 山 嵩 君	教 育 長	竹 浦 裕 道 君
総 務 課 長	井 川 良 一 君	企画財政課長	井 上 民 男 君
田浦基幹支所長	早 川 純 一 君	税 務 課 長	農 中 豊 君
住民生活課長	迫 本 文 雄 君	商工観光課長	坂 梨 優 君
福 祉 課 長	大 岩 憲 治 君	農林水産課長	柳 田 豊 彦 君
建 設 課 長	竹 田 茂 幸 君	上下水道課長	山 本 正 博 君
教 育 課 長	永 田 光 洋 君	生涯学習課長	中 原 豊 徳 君
会計管理者兼 会 計 室 長	野 口 博 司 君		

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 福 山 勝 廣 君 次 長（係長） 岡 田 謙 治 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（藤井公明君） おはようございます。

ただいまから平成22年第6回芦北町議会臨時会を開会します。

林田君から欠席届が出ております。

それでは、本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤井公明君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、9番、元山君及び10番、宮尾君の2人を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定について

○議長（藤井公明君） 日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、先に開催されました議会運営委員会の答申に基づき、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 町長の提案理由の説明

○議長（藤井公明君） 日程第3「町長の提案理由の説明」を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日ここに、第6回臨時会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り、ありがとうございました。

本臨時会には、新型インフルエンザワクチン接種補助金に係る専決処分の承認と、芦北町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例ほか、4件の一部改正条例の制定について御提案申し上げるものであります。

どうか御審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

-----○-----

日程第4 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて

平成22年度芦北町一般会計補正予算（第6号）

○議長（藤井公明君） 日程第4、承認第7号「専決処分の承認を求めることについて」

て」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） おはようございます。

承認第7号、専決処分の承認を求めることについて。

平成22年度芦北町一般会計補正予算（第6号）を、9月29日付けで地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、その内容を御説明し、承認を求めるものでございます。

今回の補正は、新型インフルエンザ対策費として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ619万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億6,447万円とするものでございます。

それでは、歳出から御説明をいたします。

予算書の7ページをお開き下さい。

款4衛生費です。インフルエンザ予防接種委託料1,491万円の減額は、当初予算で計上いたしておりました季節性インフルエンザ予防接種委託料を、今回新型インフルエンザワクチン接種補助金に組み換えをいたすものでございます。新型インフルエンザワクチン接種補助金2,110万6,000円は、すべての町民の方に接種費用の全額または一部を助成をするものでございます。

助成内容でございますけれども、今回の接種費用が1回3,000円かかりますけれども、生活保護世帯、これにつきましては全額町が負担をいたします。そのほかの世帯につきましては、個人負担900円、町負担が2,100円といたしております。

次に、歳入につきまして説明を申し上げます。

6ページをご覧いただきたいと思います。

款14県支出金、衛生費県補助金の412万4,000円は、新型インフルエンザ対策に係る国・県の補助金の追加でございます。

款18繰越金の207万2,000円は、前年度繰越金を充当するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） いわゆる組み換えということでは言われましたけれども、当初予算では委託料という形でありましたよね。これが負担金補助及び交付金という形になった。もうちょっと詳しく説明しないと、ちょっと組み換えだけではわからないわけですけども。

○議長（藤井公明君） 井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） ただいまの御質問につきまして御回答いたします。

今回の新型インフルエンザの組み換えでございますけれども、国の方針によりまして今年度から季節性インフルエンザ2種類と新型インフルエンザ1種類を組み合わせたワクチンを接種するわけですが、全国の医療機関のどこでも接種ができるようになっております。そのため、町民の方が町外で接種した場合に、償還払いということになりますので、よって委託料ではなくて、補助金で支出をするということで今回委託料を減額し、補助金に組み換えをいたしております。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 本町では非常に接種の3,000円という負担金が、ほかのところと比べたところによりますと安いような感じがいたしますが、例えば町内で受ければそれだけでいいんですかね。ほかのところで、町外で受けた場合は、それを返還が来るわけですか。例えば八代で接種した場合の違いとか、そういうのまで具体的にせんとわからんとじゃなからうかな。

○議長（藤井公明君） 井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） 芦北町で接種していただくと、現在、3,000円の接種費でいいわけですが、八代市なんかにつきましては、3,600円という形ですね、接種がなされているみたいでございます。芦北町で受けますと、2,100円は町の方で負担をいたしますので900円と。しかし、八代市で受けますとですね、その差額分については個人負担となりますので、1,500円は個人負担で払っていただくという形になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから承認第7号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第7号は承認することに決定しました。

日程第 5 議案第 4 4 号 芦北町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第 5、議案第 4 4 号「芦北町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。井川総務課長。

○総務課長（井川良一君） おはようございます。

議案第 4 4 号、芦北町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。

今回の改正は、平成 22 年 8 月 10 日、人事院から出されました人事院勧告の基本指針に立ち、現在の社会情勢などを勘案し、勧告に基づき、芦北町職員の給与条例等を改正するものでございます。なお、支給基準日が 12 月 1 日となっておりますので、今回条例改正を行い、これに伴う減額予算につきましては 12 月定例会でお願いしたいと考えております。

改正の内容について、内容を御説明いたします。

公務員給与が民間給与を上回るマイナス格差を解消するため、昨年に引き続き月例給及び特別手当の引き下げを行うもので、月例給の中心であります俸給について平均 0.1% の引き下げを、特別手当であります期末勤勉手当の年間支給月数について 0.2 月分の引き下げを行うものでございます。なお、特別手当については、本年度は 12 月期分で一度に、平成 23 年度は 6 月期と 12 月期に分けて引き下げを行うものであります。

それでは、第 1 条から順に御説明いたします。

第 27 条第 2 項につきましては、12 月の期末手当基礎額乗率を「100 分の 150」から「100 分の 135」に、同条第 3 項につきましては、再任用職員の 12 月の期末手当基礎額乗率を「100 分の 85」から「100 分の 80」に改めるものでございます。

第 30 条第 2 項第 1 号につきましては、期末手当基礎額乗率を「100 分の 70」から「100 分の 65」に、同項第 2 項につきましては、再任用職員の勤勉手当基礎額乗率を「100 分の 35」から「100 分の 30」に改めるものです。

第 35 条につきましては、第 36 条の繰り下げを行い、「新たに給与支給時にその給与から控除できるものについて」の規定を追加するものです。

別表第 1 につきましては、行政職給料表で俸給の引き下げを平均 0.1% 行い、初任給を中心とした若年層の 1 級から 6 級までの一部については据え置きとしております。

次に、第2条について御説明いたします。第19条第4項につきましては、時間外勤務手当について、民間企業の実態を踏まえ、月60時間の超過勤務時間の積算基礎に、日曜日またはこれに相当する月日の勤務時間を含めるために、同項に規定する「(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)」を削るものです。

第27条については、6月の期末手当基礎額乗率を「100分の125」から「100分の122.5」に、12月の期末手当基礎額乗率を「100分の135」から「100分の137.5」に改めるものです。

第30条第2項第1号については、勤勉手当基礎額乗率を「100分の65」から「100分の67.5」に、同項第2号においては、再任用職員の勤勉手当基礎額乗率を「100分30」から「100分の32.5」に改めるものです。

最後に、第3条については、芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正であります。平成18年3月に制定されました一部改正条例の附則第7条の改正を行うもので、平成18年4月1日の職務の級、給与の切り替えに伴う現給保障分についても0.12%の減額を行うものです。

附則において、施行期日を定めておりますが、第1条及び第3条の規定については、公布の日の属する月の翌月の初日、公布の日が月の初日であるときはその日から、第2条の規定については、平成23年4月1日から施行するものとしております。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。前田君。

○8番（前田徹一君） 1点、お伺いいたします。

大体給与が0.1%ということ、賞与が0.2カ月分ということですけど、全体的にどのくらいの削減になる予定でしょうか。およそでいいですから、お願いいたします。

○議長（藤井公明君） 井川総務課長。

○総務課長（井川良一君） お答えいたします。

全体でどれくらいの減額かという御質問でございますけれども、今回の改正に伴い総額で1,600万円程度の一般職の職員の減額が見込まれております。この減額につきましては、12月定例会で補正をお願いしたいというふうに思っております。ちなみに現在ですね、期末勤勉手当の支給を受ける職員は248人でございま

す。1人当たりの平均に換算しますと、約6万6,000円程度になります。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第45号 芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第6、議案第45号「芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。井川総務課長。

○総務課長（井川良一君） 議案第45号、芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、現在の社会情勢を勘案した結果、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与改定に伴い、芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正を芦北町特別職報酬等審議会へ諮問がなされ、意見を求められました。慎重に審議されました結果、平成22年12月期の期末手当及び平成23年度の期末手当について、一般職の職員同様に改正するのが適当と認める旨の答申をいただきましたので、条例の改正を行うものでございます。なお、給与につきましては、改定を見送る旨の答申をいただいております。

改正の内容でございますが、第1条において、平成22年12月期の期末手当基礎額乗率を「100分の160」から「100分の145」に改め、0.15月分の引き下げを行うものです。また、第2条において、平成23年6月期の期末手当基礎額乗率を「100分の145」から100分の140に、12月期の期末手当基礎額乗率を100分の145から100分の50に改めるものです。

附則において、この条例は公布の日の属する月の翌月の初日、公布の日が月の初

日であるときはその日から、第2条につきましては、平成23年4月1日から施行するものとしております。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第46号 芦北町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第7、議案第46号「芦北町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。井川総務課長。

○総務課長（井川良一君） 議案第46号、芦北町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、先の議案で御説明いたしました芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正に準じて、同様の改正を行うものであります。

改正の内容、附則に定める施行期日ともに、議案第45号と同じでございます。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第47号 芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第8、議案第47号「芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。井川総務課長。

○総務課長（井川良一君） 議案第47号、芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。

本条例の一部改正につきましても、議案第45号で御説明しましたとおり、芦北町特別職報酬等審議会へ諮問がなされ、意見を求めましたところ、議案第45号と同様に適当と認める旨の答申をいただきましたので、条例の改正を行うものでございます。

改正の内容、附則に定める期日ともに、先の議案と同じであります。

なお、提案理由につきましても、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第４７号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４７号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第９ 議案第４８号 芦北町立清掃センター条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長（藤井公明君） 日程第９、議案第４８号「芦北町立清掃センター条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。迫本住民生活課長。

- 住民生活課長（迫本文雄君） おはようございます。

議案第４８号、芦北町立清掃センター条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、芦北町清掃センター芦北事業所解体整備工事の完了により、新しいストックヤード等の施設が完成しましたので、芦北町集中改革プランに基づいた清掃センターの一元化に伴い、主たる業務を集約するため、条例の改正を行うものです。

改正の内容は、題名を芦北町立清掃センター条例から芦北町清掃センター条例に、別表にあります名称中、芦北町立清掃センター芦北事業所を芦北町清掃センターに、芦北町立清掃センター田浦事業所を芦北町清掃センター田浦事業所に、また芦北町清掃センターの所在地番が地籍調査により違うことが判明しましたので、位置を芦北町大字湯浦３番地１１９４に改めるものです。

附則として、この条例は平成２２年１２月１日から施行するものです。

なお、提案理由は記載のとおりです。

以上で説明を終わります。御議決いただきますようよろしくお願いします。

- 議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。寺本修一君。

- １５番（寺本修一君） 条例の制定については御異議ありませんが、芦北町清掃センター田浦事業所ですね、主な業務を一元化する目的で解体整備工事が完了して、昨日、ストックヤード等の竣工式が行われました。田浦事業所の取り扱いですが、今後どのような計画になっているのか説明をお願いします。

- 議長（藤井公明君） 迫本住民生活課長。

- 住民生活課長（迫本文雄君） 田浦事業所につきましては、田浦地区の皆さまに御不

便をおかけしないよう、全面廃止はせずに、当分の間は週２日、火曜日と木曜日の午前中の持ち込みの受け入れを行いたいと考えております。

以上です。

○議長（藤井公明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第４８号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４８号は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。

平成２２年第６回芦北町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

—————○—————

閉会 午前１０時２２分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員